

一般競争入札の執行について（総合評価方式）

一般競争入札（総合評価方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号。以下「契約事務規則」という。）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月16日

小平市長 小林洋子

1 対象案件

- (1) 件名 小平市こども広場事業業務委託  
(2) 場所 小平市指定場所  
(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで  
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）  
(4) 概要 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」に基づき、こども広場で以下の業務を実施する。  
① 子育て家庭の親子の交流の場の提供と交流の促進  
② 子育て等に関する相談及び支援の実施  
③ 地域の子育て関連情報等の提供  
④ 子育て及び子育て支援に関する行事・講習会等の実施  
⑤ 乳幼児から中学生までのこどもの遊び場の提供  
⑥ 出張こども広場の実施  
また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号及びこども家庭庁「利用者支援事業実施要綱（令和6年3月30日 こ成環第131号等）」に規定する「利用者支援事業」に基づき、利用者の個別ニーズを把握し、それにに基づく情報の集約・提供、相談、利用者支援等の業務を実施する。  
(5) 予定価格 103,003,160円（非課税）※事前公表  
※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの年額  
(6) 支払条件 業務履行後12回以内払とする（業務履行後毎四半期払）。

2 参加資格

本入札に参加できる者の資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において

て小平市に登録があり、申請業種に「その他の業務委託等」があること。

- (2) 令和8年2月1日現在で、対象案件における資格審査申請サービスの共同格付の等級区分が「Aランク」であること。

※ 申請締切時点で上記の条件を満たしていない場合は入札に参加できない。

- (3) 施行令第167条の4の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

- (4) 小平市若しくは国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。

※ (1)に該当する営業所等が指名停止中でない場合も、本社が指名停止中の場合は参加できない。

- (5) 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、令和5年2月1日以降に契約を締結、履行中もしくは履行が完了した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」の「一般型」事業の業務（以下、「地域子育て支援拠点事業業務」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号及びこども家庭庁「利用者支援事業実施要綱（令和6年3月30日 こ成環第131号等）」に規定する「利用者支援事業」の「基本型」の業務（以下、「利用者支援事業業務」という。）で、契約金額が合計5,150万円以上の案件の実績（それぞれの業務ごとに別自治体の契約でも可）を有すること。（ただし、長期継続契約及び債務負担行為による長期契約については、1年あたりの金額に換算した金額とする。）

- (6) 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と契約を締結、履行中もしくは履行が完了した契約案件全件について、契約期間末まで（契約期間末が到来していない案件については現在まで）履行を適切に完了していること。

- (7) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。

- (8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしていること、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしていること。）ないこと。ただし、小平市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体でないこと。

また、小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる入札参加排除措置を受けていないこと。なお、契約締結までの間に入札参加事業者が入札参加排除措置を受けた場合は、入札参加資格を取消し、その者の入札を無効とする。

### 3 総合評価落札方式（簡易型）の適用

本案件は、企業の業務履行能力及び実績等関係資料の提出を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用案件である。

#### （1）総合評価方式の仕組み

評価は、小平市総合評価方式ガイドラインで定める方法を基準とした、別に示す算定基準に基づき算定される価格点と技術点との合計点により行うものとする。

(2) 落札者の決定方法

落札者は次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が市長があらかじめ定める失格基準価格以上であること。

(3) 前号において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

#### 4 入札参加申込みの方法及び入札参加者への通知方法等

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。

(2) 提出書類

(1) の電子調達サービスによる一般競争入札参加資格確認申請書の送信に加えて、以下の資料を添付すること

① 小平市若しくは国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結し、令和5年2月1日以降に契約を締結、履行中もしくは履行が完了した地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務で、契約金額が合計5,150万円以上の案件の契約書の写し。(それぞれの業務ごとに別自治体の契約でも可。ただし、長期継続契約及び債務負担行為による長期契約については、1年あたりの金額に換算した金額が5,150万円以上とする。)

② ①の契約実績に地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務を含んでいることが確認できる仕様書の写し。

※ ①②については、1件の契約にすべての業務を含み、かつ契約金額が5,150万円以上である必要はない。その場合、②の業務の契約実績が確認できる複数件の契約書の写しを提出し、①の契約実績額については、該当業務分の契約額を合算するものとする。

(3) 申請書提出期間

令和8年2月16日（月）午前9時から2月24日（火）午後5時まで

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、必要な提出資料等が確認できたものに、一般競争入札参加資格確認申請書受理証を発行する。電子調達サービスにおいて確認すること。

(5) 入札参加者への通知

入札参加の可否は、電子調達サービスにより令和8年2月26日（木）に通知する。

(6) 質疑回答

① 質疑の受付期間 一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領日から令和8年3月5日（木）正午まで

② 回答日 令和8年3月6日（金）午後1時から入札期限まで

③ 質疑は、電子調達サービスにおいて行うこと。質疑及び回答の内容は、電子調達サー

ビスにおいて希望者は閲覧できるものとする。

## 5 入札保証金

- (1) 契約事務規則第9条第2項各号に基づき、入札保証金を免除する。
  - (2) 同条同項第2号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と、以下の契約を締結していることとする。
    - ① 令和6年2月1日以降に契約を締結、履行中もしくは履行が完了した地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務で、契約金額が5,150万円以上である契約。(それぞれの業務ごとに別自治体の契約でも可。ただし、長期継続契約及び債務負担行為による長期契約については、1年あたりの金額に換算した金額が5,150万円以上とする。)
    - ② ①の契約実績に地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務を含んでいること。
- ※ ①②については、1件の契約にすべての業務を含み、かつ契約金額が5,150万円以上である必要はない。その場合、①の契約実績額については、該当業務分の契約額を合算するものとする。

## 6 入札の中止

入札参加者が、1者に満たない場合は、その入札を中止する。

## 7 提出書類

指名の通知を受けた業者は、次の書類を小平市総務部契約検査課あてに郵送、FAXで送付又は窓口へ持参すること。(書式については指名通知時に添付して送付する。)

- (1) 地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務の委託実績の確認ができる契約書(写し)
- (2) (1)の契約実績に地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務を含んでいることが確認できる仕様書の写し

※ ただし、それぞれの業務の契約実績額が、小平市が規定する金額以上であることを、加点の条件とする。金額については、別途公表する。
- (3) 本案件の作業計画書
- (4) 緊急時対応における人員体制が整備されていることがわかる書類
- (5) 研修実施状況を証明できる書類の写し又は本案件の研修計画書
- (6) 自主検査体制を証明できる書類の写し
- (7) ISO9001の取得を証明できる書類の写し
- (8) 技術評価資料提出一覧に基づいて各評価項目を証明できる書類(健康保険者証、官公署への申請書類等)の写し

提出先 小平市総務部契約検査課

FAX番号 042-346-9518

提出期限 令和8年3月10日（火）午後4時まで

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

## 8 入札方法等

### (1) 入札方法

入札参加者は電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。

### (2) 入札書提出期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和8年3月13日（金）午後5時まで

### (3) 入札金額の記載方法

本案件は、消費税及び地方消費税が非課税となる事業のため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札回数

1回とする。

## 9 開札日時

令和8年3月16日（月）午前9時

## 10 失格基準価格

この入札は、失格基準価格を設定する。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### (1) 上記2で定めた参加資格のない者がした入札

### (2) 郵便若しくは信書便、電話、電報又はファクシミリによりした入札

### (3) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他の指示に従わないで入力した事項を含む入札

### (4) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

### (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

### (6) 指定された入札価格の決定方法以外の方法で価格が入力された入札

### (7) 一定の金額で価格を表示していないもの

### (8) 入札にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの

### (9) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

### (10) 開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの

### (11) 再度入札の場合において、その前回の入札の最低価格以上の入札

- (12) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

#### 1 2 入札参加者の失格

一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加有資格を確認されたものが、通知後において上記2の参加資格を満たさなくなったとき及び小平市から指名停止を受けたときは、その時点で当該入札の参加資格を失ったものとし、この入札に参加することはできない。

#### 1 3 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 1 4 落札者への通知

落札者には電子入札サービスを通じて令和8年3月16日（月）以降に通知する。

通知を受けた者は、契約図書を引き取りに小平市役所総務部契約検査課窓口まで来庁すること。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

#### 1 5 契約保証金

- (1) 契約事務規則第47条第2項各号に基づき、契約保証金を免除する。
  - (2) 同条同項第3号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と、以下の契約を締結していることとする。
    - ① 令和6年2月1日以降に契約を締結、履行中もしくは履行が完了した地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務で、契約金額が5,150万円以上である契約（それぞれの業務ごとに別自治体の契約でも可。ただし、長期継続契約及び債務負担行為による長期契約については、1年あたりの金額に換算した金額が5,150万円以上とする。）
    - ② ①の契約実績に地域子育て支援拠点事業業務及び利用者支援事業業務を含んでいること。
- ※ ①②については、1件の契約にすべての業務を含み、かつ契約金額が5,150万円以上である必要はない。その場合、①の契約実績額については、該当業務分の契約額を合算するものとする。

#### 1 6 契約書等の作成

落札者は、遅滞なく契約書2通（仕様書等及び図面等を添付して袋とじ）を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。その際、電子調達サービスの受付票を持参すること。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

## 1.7 関係法令の遵守

入札参加者及び落札者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 地方自治法及び施行令
- (2) 契約事務規則
- (3) 【電子入札案件用】競争入札参加者心得

## 1.8 その他

- (1) 入札参加者は、「小平市競争入札等参加者心得」及び「小平市総合評価方式実施ガイドライン」を熟読すること。
- (2) 証明書類に虚偽の申請その他悪質な行為があった場合は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業の入札の無効又は契約の解除ができるものとする。
- (3) 落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）等を公表する。
- (4) この入札は次年度の予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものとし、次年度の予算が成立した場合に落札者と契約を締結するものである。このため、契約締結の予定日を令和8年4月1日とする。